

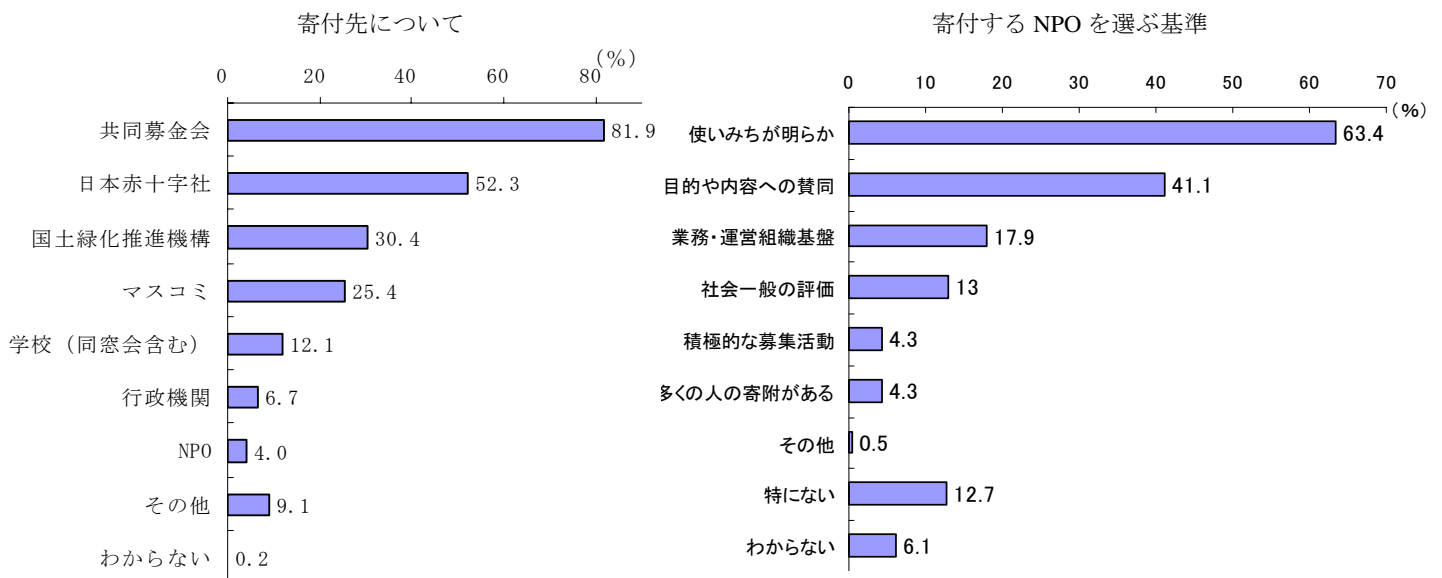
III. 公益信託を活用した事例

1. 実態調査における問題関心

1.1 課題の所在

内閣府が2005年（平成17年）8月に行ったNPO（民間非営利組織）に関する世論調査によれば、1年間の間に寄付を行なった国民は70.5%に上るが、そのうち81.9%が共同募金、52.3%が日本赤十字社、30.4%が国土緑化推進機構と回答している（複数回答図表 3-26）。また寄付するNPOを選ぶ際に重視する点として「寄付金の使い道が明らかであること」を挙げる割合は63.4%に上り、以下「目的や内容に賛同できる」が41.1%と続いている。

図表 3-26 NPOに関する世論調査



1.2 調査の仮説

こうした実態をふまえると、日本において寄付の裾野を広げるには、寄付先となる資金支援組織やNPOに対する信頼性を確保することと、情報を入手できる環境を整えることが重要だと考えられる。

本節で対象とする「公益信託制度」は、委託者が祭祀・宗教・慈善・学術・技芸その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従って財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である。公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約を締結することにより、または委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり、これについて受託者が主務官庁の許可を受けることによって成立する。

信託は、民法上の財産管理制度では実現不可能な機能、すなわち財産の長期的管理機能、財産の集団管理機能、私有財産から公益財産への転換機能、倒産隔離機能の4つを有する。こうした

ことから公益信託制度は、公益的な目的への活用意思を持つ私有財産を、持続的、安定的かつ厳格に運用できる制度として位置づけられることができる。

信託法については、2006年（平成18年）末に大幅な改正がなされ、今後、公益信託についても、改正がなされる予定である。近年、公益信託の利用は増加しており、目的信託等新たな種類の信託も含め、信託をNPOの活動を促進させる仕組みとして利用できる可能性も広がってきていると思われる。

そこで本調査では仮説として寄付をしたい人と寄付による支援を受けたい人をつなぎ、寄付者の意欲を刺激する仲介的役割を持つものとして公益信託制度に着目し、日本における寄付の裾野拡大について検討する。

1.2.1 調査の方法

想定される調査の対象は、以下の通り。

図表 3-27 調査対象（公益信託）

類型	制度名称	ヒアリング先
Ⅲ. 公益信託を 活用した事例	青い森 ファンド	・青森県環境生活部県民生活文化課
		・公益信託青い森ファンド運営委員長
	世田谷まちづくり ファンド	・財団法人世田谷まちづくりセンター
	アジア・コミュニ ティ・トラスト	・中央三井信託銀行
・アジア・コミュニティ・センター21		

2. 実態調査の報告

2.1 公益信託青森県ボランティア基金

2.1.1 制度の概要³²

(1) 沿革

公益信託青森県ボランティア基金（通称青い森ファンド）は、国連が制定したボランティア国際年である2001年（平成13年）4月の助成を目指し、2000年（平成12年）までに青森県から信託された1億5,000万円に基づき設定された公益信託である。当公益信託は、概ね10年間の取りくずしを前提として、1年当たり1,500万円程度の助成事業を開始、2006年（平成18年）度までに233件の助成事業を実施している。

(2) 基金設定の背景

1) 青森県ボランティア活動等の環境整備に関する条例

県では、ボランティア活動を活性化し、県民がともに助け合いながら生きる地域社会 - 「共生社会」 - の実現を目指し、1998年（平成10年）3月に県民がボランティア活動に取り組みやすい社会的な環境の整備を行うための県の基本的な考えをまとめた、「青森県ボランティア活動環境整備基本指針『共生社会への道』」を作成した。

また1998年（平成10年）10月には、「青森県ボランティア活動等の環境整備に関する条例」を制定、これにより、ボランティア活動等の自主性を尊重した「環境整備」に重点が置かれることが明確化される。

条例では、第6条に「ボランティア活動等の自主性が損なわれることなく行うことができるボランティア活動等の環境整備のために必要な財政上の処置について検討し、及び当該処置を講ずるように努めるものとする」と記載され、これを具現化する形で基金が設定された。

2) 公益信託制度を選択した理由について

青森県の場合、指針及び条例制定時の考え方にのっとり、ボランティア活動団体への資金面での支援を行うにあたっては、「自主性を最大限に尊重」できる制度を検討していた。

この結果、公益信託制度を活用した助成の場合、助成先の募集や決定の事務を受託者が行い、県が直接関与しないこと、信託財産には寄付金として民間の資金を導入することが可能であることから、公益信託制度を選択した。また、サンセット型を選択した理由として、10年程度側面支援を行えば、ボランティアやNPOも県内に定着すると考えたこと、また県からの多額の追加信託が無い方が、民間による支援を具現化するという難しい課題を、先延ばしせずにできかえって良いのではないかと考えたためである。

2.1.2 制度の特徴について

(1) 公益信託制度の運営

1) 受託者（信託銀行）について

本公益信託の受託者は、東洋信託銀行（現在は三菱 UFJ 信託銀行）であった。また青森銀行が信託代理店として、助成申請書応募窓口となっている。

事務局である信託銀行が担う仕事は極めて多く、また、公開審査としているため、資料の準備などは委員の分だけでなく、審査の見学者の分も用意する必要があるなど、事務的な手間がかかる面がある。信託銀行は、専任1名、公開審査会・中間報告会などのイベント開催時は3名程度で対応している。

■県が実施する事項

- *運営委員会委員のうち、1名は県担当課職員が対応
- ・年二回開催の運営委員会への出席
- ・中間報告会、実績報告会への出席、助言等
- ・助成申請の第一次（書類）審査
- ・公開審査会での審査

■信託銀行が実施する事項（2006年（平成18年）の場合）

ー運営業務ー

- ・複数年18年度助成再審査依頼、持ち回り委員会
- ・18年度助成金給付
- ・信託管理人による決算書承認、主務官庁への決算書届出、官報公告
- ・実績報告会の実施
- ・翌年度助成募集
- ・公開審査会・中間報告会の実施
- ・19年度助成金可否通知
- ・複数年助成内定先への再審査実施案内
- ・信託管理人による事業計画承認
- ・実績報告書提出依頼

ー対応業務ー

- ・助成金振込口座確認
- ・決算報告書作成
- ・実績報告会・運営委員会資料作成
- ・応募者資料整備、審査資料作成
- ・第一次（書類）審査集計
- ・公開審査会・中間報告会資料作成
- ・議事録作成 運営委員確認
- ・19年度事業計画、収支計画策定、持ち回り委員会
- ・運営委員への交通費支払い

（資料）青森県ヒアリング資料から

³²本報告は、本調査に関わるヒアリングに加え、ヒアリング対象である中橋氏が研究担当者を務めた報告を参照し作成した。公益信託青い森ファンド設置の背景等詳細情報の多くはこの研究報告に負っている。研究報告については次を参照。「市民活動を支える地域ファンド設立へのアプローチ」協同組合プランニングネットワーク 2002 NIRA 研究報告

2) 運営委員会について

運営委員会は、助成事業の詳細、助成金の交付先・交付額等の決定等助成事業について、助言勧告を行う。またこの運営委員会は、審査委員会を兼ねるものである。

運営委員会の委員は、上述の条例制定時に起草にあたったメンバーが就任し、「同じ市民として」運営・審査にあたる路線を採った。

委員会は7名で構成されている。7名のうち、5人が男性、2人が女性。県からは毎回1名が委員を務めている。

委員会は公開で、運営委員及び信託管理人は無報酬である。運営委員会は年に2回開催し、7月に予算・決算報告と実績報告会、12月は中間報告会と公開審査会を行う。

3) 助成事業について

助成対象者は、青森県においてボランティア活動等を行う個人、団体・グループで、助成の対象となる活動は、青森県民により、または青森県内で行われるボランティア活動等で、原則として他の公的助成を受けていない活動となる。青森県民が行う県外、国外の活動、及び青森県内が舞台の県外・国外の人たちが行う活動を含む。

助成金の主な対象経費は、研修会等を行うために必要な経費、活動資料の作成、印刷、出版等の経費、活動を行うために必要な経費である。

助成は、コースが2つに分かれている。Aコースは、1万円から10万円まで、1万円単位で指定できる。これは、対象経費の5分の5の範囲内で助成している。Bコースは、11万円から100万円まで、1万円単位で指定ができ、対象経費の5分の4の範囲内の助成を行う。

助成は、1年ごとに実施するが、申請当初に複数年助成（最大3年間まで）の希望があり、公開審査で助成対象になれば、半自動的に翌年以降の助成対象としてあらかじめカウントする。毎年、多少の変更や前向きな進捗は問題なしとし、申請計画に沿った事業進捗が確認できれば、改めて同列に審査をするのではなく、そのまま継続助成を行う。

新規の募集は、前年度の8月中旬から10月上旬に実施される。書類審査を経て12月中旬に、公開審査が実施される。結果はその場で決定し、翌年の4月から3月にかけて助成事実を実施する。

審査の基準は、活動の公益性、活動の自発性と熱意、活動の工夫と創造性、活動の発展可能性、活動の実現性、資金管理、である。公開審査会に参加する人は、現に応募している人と次に応募しようと思っている人が主で、常時60名程度が参加する。

実績報告会では、参加メンバーを福祉・環境・教育など活動テーマごとに3～4グループに分け、各グループに運営委員を1～2名含めて、ワークショップを行う。Bコース助成（高額助成）の団体は必ず参加、Aコース（低額助成）の団体の参加は任意である。新しく助成が始まったところのみならず、継続助成の団体も実績報告会での報告を行っている。

審査について、厳しくするという考えはなく、むしろ潜在的な活動を掘り起こす働きに期待している。また団体の活動歴も問わず、個人も対象になっている。ただし、実際には過去に2人程度である。

図表 3-28 年度別助成額・件数

年度	決定件数 (両コース)	件数累計	助成金額	累計額
平成 13 年度 (13 年 4 月助成)	58	58	1,481	1,481
平成 14 年度 (14 年 4 月助成)	45	103	1,493	2,974
平成 15 年度 (15 年 4 月助成)	33	136	1,272	4,246
平成 16 年度 (16 年 4 月助成)	28	164	1,283	5,529
平成 17 年度 (17 年 4 月助成)	32	196	1,384	6,913
平成 18 年度 (18 年 4 月助成)	37	233	1,411	8,324

(資料) 青森県ヒアリング資料から

(2) 民間からの寄付

民間からの寄付額は、2002 年（平成 14 年）に大きく減っており、2003 年（平成 15 年）以降がゼロである。

これまで、県の HP で事業の概要やボランティア・NPO 情報誌「ブリジン」で助成先の決定団体等を PR してきた。しかし、年々助成先や活動内容が固定化してきており、2007 年（平成 19 年）からは、独自の HP を立ち上げることを考えている。

このことに関して、寄付者からして、間もなく制度自体が終了する基金に対して積極的に寄付をする意向が見られないこと、現状ではこれ以上公益信託による助成制度を継続しないという意思から、次に記す民設ファンドにおいて、民間からの支援を得るよう進めることが想定されている。

図表 3-29 年度別寄付額

年度	寄付額
2000 年（平成 12 年）度	164,003 円
2001 年（平成 13 年）度	521,230 円
2002 年（平成 14 年）度	59,250 円
2003 年（平成 15 年）度	0
2004 年（平成 16 年）度	0
2005 年（平成 17 年）度	0
2006 年（平成 18 年）度	0

(資料) 青森県ヒアリング資料から

(3) 公益信託青森県ボランティア基金の制度終了と「わたしたちファンド」（新設する民設ファンド）への移行

1) 検討の経緯

公益信託青森県ボランティア基金の制度終了を控え、青森県では民設民営によるファンドレイジングについての検討が比較的早い段階から進められてきた。これにより、2007年（平成19年）2月には新たな民設民営ファンドとして、「青い森の私たちファンド（通称：私たちファンド）」が設立されることになった。さらに、NPOバンクとして「青い森の私たちバンク（通称：私たちバンク）」を設立し、ファンドの運用益及び助成に使用されない寄付金をNPOバンクに出資することも検討している。

2) 市民活動・県民活動資金サポート研究会

新たに設立する民設ファンドの研究主体は、「市民活動・県民活動資金サポート研究会」とし、2006年（平成18年）4月に設立を呼びかけ、5月に研究会を創立した。

設立の趣旨は、「市民活動・県民活動の資金を私たち市民・県民自身がサポートする（民設民営の）仕組みを自ら研究し、自主的に立ち上げると共に、市民寄付、市民出資の文化の地域定着を図ること」である。研究テーマは、①「青い森ファンド」助成事業の継承、継続、②ボランティア・ファイナンス（マイクロクレジット）の立ち上げ、③市民寄付、市民出資の文化の地域定着の3つとされている。研究会では、2007年（平成19年）2月を目処に資金サポートの枠組みを決めるものとし、設立以降10ヶ月間にわたり、集中的な会合を行っている。

研究会の設立呼びかけ人は、青い森ファンド運営委員長である中橋氏と、運営委員2名、青森県の間接支援組織（NPO法人あおもりNPOサポートセンター）理事長、ほかNPO関係者2名であった。

3) 認定NPO法人による運営

研究会では、これまで、「青い森ファンドを支える会」のような任意団体を組織し、公益信託に市民・県民が追加寄付を行う形態も検討した。だが、追加信託を募る主体の法人の問題や、公益信託の場合の優遇税制を受ける難しさなどといったことから、結果的にはNPO法人による「青い森の私たちファンド」を設立し、パブリックサポートテストをクリアするための実績を速めに確保し、認定NPO法人として運営することとした。

4) 青森県の反応

このような民間からのアクションに対して、県庁は当初から協力的であった。青い森ファンドは、現在の財政状況の厳しさからいって、県による追加信託が困難であることや、新たなNPO向け資金支援メニューの開発は見込めないといったことから、民間からの積極的な動きに好意的であったといえる。

5) 地域での反応

私たちファンドは、青い森ファンドの引継ぎファンドであることをある程度意識しながら活動している。こうしたことから、地域での反応は比較的スムーズである。

引継ぎファンドであることの1つの意識の表れとして、公益信託青森県ボランティア基金の信託管理人である県中小企業団体中央会会長について、民設ファンドの研究会の顧問として位置づけていること、また寄付金制度などの要件を備え、相続や遺贈の際の受け皿となることも意識し、産業・商業界との関係性も持っている。

また、マスメディアでも、今回の動きについて報道がある。2005年（平成17年）12月報道の中で、文章の中に「2011年度以降の仕組みを再考する必要がある」という記載もあり、今後の検討へ向けた雰囲気作りを行って来ているものと研究会では捉えている。また、例えば東奥日報に毎週日曜掲載される「あおもり経済リサーチ」では、2006年（平成18年）10月に、「住民活動資金を援助—公設民営方式、高い助成率」という記事が掲載された。この中では、私たちファンドの形態についても図表入りで解説があった。また、2005年（平成17年）12月には「青い森ファンド（西暦）2010年度で制度終了」という記事が、2006年（平成18年）4月には、「青い森ファンド、後継組織設立へ 来月研究会を発足」という記事が報道された。

(4) 政策マーケティングと資金支援

新たに設立される私たちファンドでは、いくつかの自治体で導入されている政策マーケティングとの連携をとることで、地域経営によりプラスとなる資金支援とすることを考えている。

青森県では、「政策マーケティング」を積極的に導入している。政策マーケティングとは、地域経営を進める上で用いられるもので、民間企業などで行われているマーケティング（市場調査・活動）を取り入れて、近い将来（5年後）に実現すべき県民生活の水準を「めざそう値」として示し、さらに、「めざそう値」を実現するためには、誰がどの程度の役割を果たすべきかという「分担値」を表すなど、地域経営の指標とあるべき姿を作成するものである。

青森県では、県の第三者機関として、「政策マーケティング委員会」を設置していた。こうした検討を進めた結果、行政が担うべき役割やウエイトは意外に少なく、市民活動の支援や市民主体の政策づくりを進める仕組みをどう構築していくべきか、考える必要があることが分かった。

こうしたことから、新設する私たちファンドでは、個々のNPOが地域の政策課題と自分たちのミッションを結び付けて活動を設計できるよう、市民活動に助成する際に、政策マーケティングを申請・審査に生かしていきたいと考えている。

2.1.3 制度の課題と今後について

青森県における公益信託制度の運用と、民設ファンドへの移行を踏まえて、見えてきた課題について記述する。

(1) ファンド運営上の課題

1) 公益信託制度における課題

公益信託青森県ボランティア基金の6年余りにわたる運用では、制度運営上のいくつかの課題について触れることが出来た。

ひとつは、公益信託運用上の事務局の問題である。青い森ファンドの場合、ボランティア活動等の環境整備に関する条例制定後より一貫して、行政の過度の関与を排すという趣旨を貫いてきた点からすれば、公益信託のメリットは十分にあった。一方で、金銭の信託後は基本的に信託銀行による事務運営と、運営委員による審査・選考によって事業が進められるため、結果として信託銀行にかなりの事務的労力の負担がかかり、またこれをカバーするものとしては、運営委員のボランティアな関わりが恒常的に求められる傾向があった。

こうしたことから、助成先に対する技術的支援や、寄付者を積極的に集めるといった活動はあまり見られない傾向があった。

2) 認定 NPO 法人制度

新たに設立される民設ファンドは、公益信託方式ではなく、認定 NPO 法人制度が選択されている。これについて、公益信託に比べて、運用上のフレキシビリティがあること、税制優遇の基準が明確であり、得られるメリットの度合いもはっきりとしていることが挙げられた。

また、公益信託方式を採用した際の問題点として指摘された、事務局の核となる組織の問題については、いったんは民設ファンドの設立を検討する「市民活動・県民活動資金サポート研究会」で引き受けるものの、そこから先は、中間支援を主な業務としている団体と本格的に議論する必要があると考えており、中間支援組織が一定程度の役割を果たすことについても期待があることがわかった。

(2) 寄付制度についての考え方—幅広いターゲットに対する注目

新設ファンドは今年度立ち上げるが、公益信託が完全に終了となる2010年(平成22年)度までは、助走段階と位置づけ、2年間かけてゆっくり1,500万円集まればよいと考えている。

認定 NPO 法人の場合、2年間の実績が「パブリックサポートテスト」の要件となり、2007年(平成19年)に「私たちファンド」が立ち上がっても、2年間の活動実績をもとに認定 NPO 法人を目指すことになる。まずは仕組みがしっかりと立ち上がり、民設ファンドの運営に動く人たちが決まり、寄付者を説得する材料がそろふことに2年間をかけられれば良く、また1,500万円のうち、助成を行うのは1,300万円程度、運営費として200万円程度使いたいと考えている。

新設する民設ファンドでは、比較的規模の大きな寄付についてもターゲットとし、今まで

NPO に対して好意的であった層とはまた違った層に対してもアプローチをすることを想定している。特に、認定 NPO 法人の場合、当該法人に寄付した者について、所得税・法人税・相続税の特例措置がある。今後、認定 NPO 法人に遺産の何割かを寄付するという人が増えていく可能性もあると考えており、寄付金制度を活用した資金調達へも積極的な姿勢である。

(3) 審査

新設する民設ファンドでは、青森県が積極導入している政策マーケティングの考え方を活用することにより、より地域経営に立脚した寄付の活用を想定している。集めた資金をより地域ニーズに近い形で計画的に活用しようというこの試みは、政策マーケティング実施時に丁寧な計画作りがあることが前提となるが、極めて独自性の強いものであるといえる。

(4) NPO バンクとの連携

新設する民設ファンドでは、現在はまだ制度設計段階ではあるものの、NPO バンク「私たちバンク」を並行して立ち上げ、「ファンド」と「バンク」の両者による制度補完を想定している。

「私たちファンド」では、集められた寄付金を、助成に影響のない範囲内で「私たちバンク」に出資し、有効活用する方策について検討を重ねており、出資がなかなか集まりにくい NPO バンクにおいて有力な資金源とするとともに、両方の制度を組み合わせることで、バンクでの融資には手が届かない事業についてはいったんファンドで支え、スムーズな事業展開を可能とするなど、地域の NPO のニーズに合わせた制度設計を検討している。

2.2 公益信託 世田谷まちづくりファンド

2.2.1 制度の概要について

(1) 沿革

公益信託「世田谷まちづくりファンド」は、1992年に財団法人世田谷区都市整備公社（現・財団法人世田谷トラストまちづくり）が設置した公益信託である。公益信託「世田谷まちづくりファンド」は、1年当たり総額500万円の助成事業を開始、現在までに延べ350件、176グループへの助成事業を実施している。

(2) 基金設置の背景

1) パートナーシップ型まちづくりを実現するために必要な資源

公益信託が設立された経緯は、1974年の地方自治法の改正に伴い東京都特別区の権限が大きく拡大し、それまで任命制であった区長が1975年から公選制になった時点にさかのぼることになる。公選制で当選した初めての区長である大場区長は、区民思いのまちづくりを公約に掲げ、住民からのアイデアコンペの実施、せたがや百景など住民参加型のまちづくりを推進した。

また、世田谷区では1980年代に入ってから子どもが育つ環境づくりの一環としてプレーパーク（冒険遊び場）を整備してきていたが、プレーパークで子どもが遊ぶ環境の整備やプレーパークの運営に関し、住民が主体的に関わるようになっていた。また、このような業務を行うプレーリーダーの養成も住民主導で行われるようになっていた。

1982年に世田谷区は日本初となる街づくり条例を制定し、同条例に基づきまちづくりの専門家派遣などにより地区協議会方式のまちづくりを支援してきた。

このような一連の行政主導による参加型まちづくりには、住民のまちづくり意識が高まるとともに、新たな支援策が求められるようになった。行政が、住民が発想する分野横断的なまちづくりへ対応することが困難になり、住民対行政の構図を乗り越えるまちづくりの必要性が高まったためである。

そこで、区民の自発的かつ主体的なまちづくり活動を柔軟に支援し、区民、行政、企業のパートナーシップ型まちづくりを牽引する仕組みづくりに向けた調査を1987年から開始した。その後、5年間の区民参加による検討（毎月の定例会開催）と実験活動（アクションリサーチ）を経て、公益信託を活用した資金支援の仕組み（世田谷まちづくりファンド）とまちづくりの知恵の支援を行う仕組み（まちづくりセンター）が両輪となったまちづくり支援の仕組みができた。

2) 公益信託制度を選択した理由について

まちづくりファンドを公益信託にした最大の理由は、区が後押しする仕組みではなく、まちづくり活動組織に資金支援をする基金は、住民、行政または企業のいずれにも属さない中立的立場であることが望ましいと考えられた点にある。

また、運営委員会の人選が適切であれば、市民の声を反映できるほか、いくらでもユニークな運営が可能になると考えられたことも大きな理由である。実際には、運営委員会のメンバーを、学識経験者、専門家、まちづくり活動家（まちづくり広場グループ）などの民間人を中心とすることで、助成事業運営の行政からの独立性を担保している。

さらに、公益信託の場合、信託銀行の信託業務として運営管理されるため、労力や金をあまりかけずに運営できる点も公益信託選択の理由として挙げられる。

2.2.2 制度の特徴について

(1) 公益信託制度の運営

1) 受託者（信託銀行）について

本公益信託の受託者は、三井信託銀行（現在は中央三井信託銀行）であった。

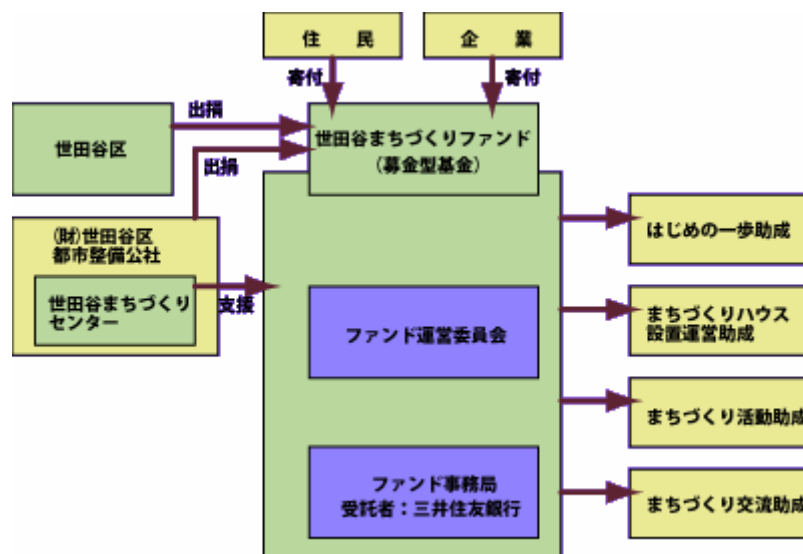
事務局である信託銀行は、まちづくりという公益的な目的のために財産の運用益を活用するほか、場合によっては一部を取り崩し事業を行うこととされている。

■信託銀行が実施する事項

一 運營業務一

- ・ 基金の運用管理
- ・ 助成事業の実施
- ・ 助成決定・合否の通知
- ・ 助成金の交付手続き（全助成グループからの口座登録手続き終了後、助成金を交付）
- ・ 年度末の「会計報告兼助成金使途報告書」の受領

（資料）公益信託世田谷まちづくりファンド「第14回公益信託世田谷まちづくりファンド」



2) 運営委員会について

ファンド運営委員会は9人で構成され、8人は民間人で過去に助成を受けた人も入っている。残り1人は世田谷区である。運営委員会メンバーは6年までを任期の上限にし、メンバーの入れ替えを行ってきており、現在は3代目にあたる。

ファンド運営委員会は、事業計画策定、助成グループ選定・決定、決算報告等、信託銀行との正式な会合を開くために年に4回開催されるほか、非公式に打合せなどを開催することもあり、年間延べ10回程度開催されている。

■運営委員会の概要～信託契約書の該当部分より抜粋

<前略>

第5章 運営委員会

(運営委員会及び運営委員)

第12条 この公益信託に、運営委員会を置く。

2. 運営委員会の委員(以下「運営委員」という。)は、7人以上10人以内とし、受託者が、この公益信託の目的及び事業に関し学識経験を有する者のうちから信託管理人の同意を得て選任し、移植する。

3. 運営委員の委員長(以下「運営委員長」という。)は、運営委員の互選によってこれを決定する。

4. 運営委員は、無報酬とする。ただし、受託者は、運営委員に対しその任務を遂行するために必要な費用を支払うことができる。

(運営委員会の任務)

第13条 運営委員会は、受託者に対しこの公益信託の運営に関する重要事項及び第6条に定める事業の執行について、その適正を図るため意見を述べ、又は勧告を行う。

2. 前項に規定するもののほか、運営委員会は受託者の諮問に応じ、この公益信託の事業の執行につき必要と認める事項について助言する。

(運営委員会の任期)

第14条 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 運営委員が死亡し、若しくは辞任し、又は解任されたことにより運営委員の定数を欠くにいたった場合は、受託者は、信託管理人の同意を得て、これを補充しなければならない。

3. 補欠又は増員により選任された運営委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4. 運営委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(運営委員の解任)

第15条 運営委員が次の各号の一に該当するときは、運営委員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、信託管理人の同意を得て、受託者がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他運営委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、毎年2回以上運営委員長が招集する。

2. 運営委員長は、必要があると認められるときは、臨時に運営委員会を招集することができる。

3. 運営委員長は、受託者から会議に付議すべき事項を示して運営委員会の招集を請求されたときは、臨時に運営委員会を招集しなければならない。

4. 運営委員会の議長は、運営委員長とする。

<以下、略>

(資料) 公益信託世田谷まちづくりファンド信託契約書

3) 助成事業について

助成対象は、代表者が区内在住あるいは在勤、在学の3人以上のグループで、運営委員及び運営委員が所属するグループは助成の対象外としている。他の財団等から助成を受けていても助成対象となりうる。助成対象となる活動は、住民主体のまちづくり活動もしくはそれを援助するもので、1)まちづくり活動の調査研究を行うもの、2)地域の環境の保全、改善等のまちづくり活動の企画又は提案づくりを行うもの、3)地域の環境の保全、改善等のまちづくり活動を実施するもの、4)住民主体のまちづくり活動を専門的立場から継続的に援助する団体「まちづくりハウス」の設置及び運営を行うもの、5)まちづくり活動相互間の交流、情報交換等を行うもの、が主なものである。

公益信託では毎年総額 500 万円の助成を行っている。助成部門は、「まちづくりはじめの一步部門」（5 万円一律助成）、「まちづくり活動助成部門」（上限 50 万円）、「ネット文庫制作部門」（上限 50 万円）から構成される。

助成金の対象経費は、活動に必要な経費（材料費、コピー代、資料代、通信費）及び活動に必要な講師や専門家の援助に対する謝礼等である。

平成 18 年度からは、「まちを元気にする拠点づくり部門」（上限 500 万円、平成 17 年度まで設置されていた「まちづくりハウス設置・運営部門」（上限 100 万円）を吸収し、平成 18 年度から新たに発足）が新設された。

図表 3-30 世田谷まちづくりファンド助成グループ一覧

	応募グループ数	助成グループ数	部門別助成グループ数						助成額(万円)					
			はじめの一步	まちづくり活動	まちづくりハウス	拠点づくり	まちづくり交流	特別テーマ	はじめの一步	まちづくり活動	まちづくりハウス	拠点づくり	まちづくり交流	特別テーマ
活動企画コンペ 1992(平成4)年度	35	13		13	0		0			10~70	0		0	
第1回 1993(平成5)年度	25	15		9	5		1			8~40	24~80		50	
第2回 1994(平成6)年度	19	13		9	3		1			10~45	50~80		50	
第3回 1995(平成7)年度	18	14		9	3		2			7~50	60~90		30~80	
第4回 1996(平成8)年度	26	22	5	12	2		3		5	10~45	50		25~45	
第5回 1997(平成9)年度	37	27	7	14	3		3		5	6~34	36~62		28	
第6回 1998(平成10)年度	39	30	9	17	3		1		5	6~27	44~49		43	
第7回 1999(平成11)年度	31	29	7	19	2		1		5	8~34	46~60		12	
第8回 2000(平成12)年度	47	36	10	24	0		2		5	5~31	0		10~21	
第9回 2001(平成13)年度	44	30	6	18	3		3		5	6.9~25.3	44.9~49.3		7~26.5	
第10回 2002(平成14)年度	33	24	6	16	1		1		5	10~39.2	44.3			30
第11回 2003(平成15)年度	34	23	7	15	0		1		5	10~40.3	0			40.6
第12回 2004(平成16)年度	23	16	2	14	0		0		5	9.3~46.9	0			0
第13回 2005(平成17)年度	39	26	10	14	0		2		5	9.7~40.2	0			36.2~37.4
第14回 2006(平成18)年度	44	32	7	15		9	1		5	7.5~37.8		10		36.7
合計	494	350	76	218	25	9	17	5						

(資料) 財団法人世田谷トラストまちづくり資料

助成は1年単位で1年間に1回の応募受付を原則としているが、「まちづくり活動助成部門」では最大3回の応募受付が可能である。

毎年の募集は、年度の4月上旬から5月中旬に実施される。5月下旬の書類審査を経て、6月に公開審査会が実施される。結果はその場で決定し、6月から翌年3月にかけて助成を実施する。

助成事業運営方式の特徴として、1)ガラス張りの助成決定、2)学びあい育ちあう場としての活動発表会、3)区民サポーターによるファンド運営支援、が挙げられる。

1)ガラス張りの助成決定に関しては、助成対象グループの選考プロセスの透明性を確保するため、公開審査会により決定している。公開審査は、助成申請者のプレゼンテーションをもとに、誰にも開かれた会場で運営委員が助成グループを選定する方法である。審査の基準は、活動の公益性、活動の発展性、活動の実現性、活動の新規性、である。別途、各運営委員の視点による審査基準も加味される。

2)学びあい育ちあう場としての活動発表会として、年に2回活動発表会（中間活動発表会、最終活動発表会）が開催され、まちづくり課題や活動上の悩みなど、活動グループ相互の情報交換やネットワーク形成の機会を設けている。また、まちづくりに関する専門知識や経験が豊富な運営委員から情報やアドバイスを受けることもできる。

3)区民サポーターによるファンド運営支援の形態として、“まちづくり広場”が活動発表会等のプログラムの企画・運営に関わり、運営委員改選に当たっての選定基準の提言なども行っている。過去には、区民サポーター主催の基金集めのためのチャリティコンサート開催実績もある。

平成18年度の審査結果では、応募総数30件、申請金額740万円に対し、助成対象件数23件、助成金額399万円となっており、あくまでも審査基準に合致した案件に対してのみ助成を行っていく形となっている。

また、新設された「まちを元気にする拠点づくり部門」では、予備選考に10件、100万円（10万円×10件）の助成を行い、本審査を経て助成先となった4グループに対し、約2,000万円の助成を行っている。

(2) 民間からの寄付について

公益信託は3,000万円からスタートした。追加信託の後、平成17年度現在、18,000万円となっている。このうち約1億円は区及び財団からの出捐金によるものであり、5,000万円が財団法人民間都市開発推進機構からの資金拠出、残り3,000万円が住民、企業からの寄付によるものである。

近年、民間からの寄付、特に区内の法人からの寄付が減ってきている点が課題である。（平成11年度、12年度は個人からの寄付額が企業からの寄付額を上回っている。）

図表 3-31 年度別寄付額

年度	年度末 基金累計額 (千円)	寄付				
		金額 (千円)			件数	
		合計	個人	法人	個人	法人
設定時	30,000					
1992・1993 (平成4・5) 年度	63,884	11,983	4,723	7,260	484	253
1994 (平成6) 年度	108,318	4,282	972	3,310	132	21
1995 (平成7) 年度	121,369	2,464	704	1,760	65	7
1996 (平成8) 年度	129,402	2,732	767	1,965	89	17
1997 (平成9) 年度	130,958	1,919	898	1,022	90	7
1998 (平成10) 年度	132,566	1,685	795	890	89	9
1999 (平成11) 年度	133,825	1,487	627	860	77	6
2000 (平成12) 年度	135,602	2,187	1,337	850	72	5
2001 (平成13) 年度	136,420	1,517	988	529	43	4
2002 (平成14) 年度	136,513	1,501	482	1,019	44	1
2003 (平成15) 年度	136,847	623	316	308	32	7
2004 (平成16) 年度	137,479	443	273	170	30	3
2005 (平成17) 年度	187,700	51,217	1,197	50,020	41	3
合計	—	84,038	14,076	69,962	1,288	343

(資料) 財団法人世田谷トラストまちづくり資料

(3) ファンド運営上の課題

ファンド運営委員会では、現在までのファンド運営を踏まえ、以下の4つの課題を重要課題として挙げている。

1) 助成テーマの設定や寄付集めについて

第一の課題は、助成テーマの設定や寄付集めについてである。低金利の影響と寄付金の減少により十分な果実を生み出せず、区やまちづくりセンターからの財政的支援で補ってきているほか、「結んでひらいて」等の広報を通じて発信しているものの、まちづくりファンドの成果が一般の区民には見えにくく、存在そのものも知らない人が多い現状になっている。また、“まちづくり”という漠然としたものに寄付といっても寄付が集まりにくくなっているほか、まちづくりに無関心な層もまだ多数いるため、利益実感がわかず寄付しない層も多い。このような問題点の解決策として、もっと区民にとって切実なまちづくりの課題を助成テーマに掲げ、「こんな課題に取り組んでくれる活動なら寄付したい」という流れを推進する寄付システムを模索している。さらに、寄付者の発掘や一般住民には免税措置がない(認定特定公益信託の許可対象領域に都市計画、まちづくり分野が認められていない)ことも寄付集めの課題である。

2) 専門的技術支援のあり方について

第二の課題は、専門的技術支援のあり方である。まちづくりセンターでは多くの相談に対し一定の対応を行ってきたが、まちづくりの多様な課題に 대응していく上で、ファンド運営委員のような専門家を助成グループからの相談に充てられないかという意見もあり、助成グ

ループが資金面以外でファンドに期待しているニーズの把握を進め、その支援策を検討している。

3) 区民参加によるファンド運営について

第三の課題は、区民参画によるファンド運営についてである。これまで、ファンドの運営と助成先の決定は、運営委員が中心となり行ってきたため、団体や個人は助成されるという受身の立場になりがちであり、また、住民サポーターも少数固定化傾向にある。そのため、運営委員の選考方法、助成決定過程での区民参加、発表会や報告会の企画運営方法の見直しなど、区民の参加意識を促すような仕組みを検討している。

4) 区民と行政のパートナーシップ形成について

第四の課題は、区民と行政とのパートナーシップ形成についてである。当初は、区民の先駆的なまちづくり活動を参考事例とし、区民と行政が連携して可能となるまちづくりプロジェクトをみつけ育てていくこともファンドの役割として期待されたが、実際には、区民活動に助成金を分配することが主な活動となっており、施策形成への区民参画の回路をもつファンドへの転換方策について検討している。

(4) ファンド運営上の課題への対応状況～次世代ファンドプロジェクト

平成 17 年度より、将来に向けてファンドが果たすべき役割と戦略を描きなおし、今後の運営指針としようとするプロジェクト（次世代ファンドプロジェクト）を立ち上げた。

1) ハード整備事業への助成

財団法人民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド」への資金拠出制度を活用し、ハード整備資金として 5,000 万円を得て、ハード整備事業への助成に着手した。具体的には、ファンド助成部門に「まちを元気にする拠点づくり部門」を創設し、区内における環境共生や地域共生のまちづくりやコミュニティの課題解決力を高める場や空間のハード整備に対し 5,000 万円の総予算で助成を行うようにした。これにより、一般の区民に対しても、ファンド成果の見えやすさやネットワーク形成の向上に寄与することを目指している。

2) 新たな基金運用方式の受け皿の検討

また、寄付者の意思を助成部門構成に結びつける「新たな基金運用方式の受け皿」を検討している。現在、信託銀行とも話し合いを行っている。

3) 助成団体間の交流・ネットワーク形成の推進

さらに、過去に本ファンドの助成を受けたグループと新たに助成を受けるグループ間の交流や分野を超えた団体相互の交流とネットワーク形成を図る「縁側プロジェクト」も実施予定としている。世田谷区では、コミュニティ形成のための支援制度を別途用意しているが、様々な団体とのネットワーク構築を目指して本ファンドに応募してくる団体も多い。

2.3 公益信託アジア・コミュニティ・トラスト

(1) 沿革

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト（ACT）は、アジア諸国の民間の自助努力に対して、民間レベルで協力するために、1979年に設定された我が国初の募金型公益信託である。当初基金の設定は、今井保太郎氏と財団法人MRAハウスの出捐によって行われ、信託銀行等8社（当時）が共同受託者となった。

アジア・コミュニティ・トラストは、アジア地域で教育・青少年育成・文化保全・農村開発・保健・医療に取り組む現地の民間非営利団体に対して資金助成を行なっている。運営委員会は、2007年度現在、有識者5名で構成されている。主務官庁は外務省である。

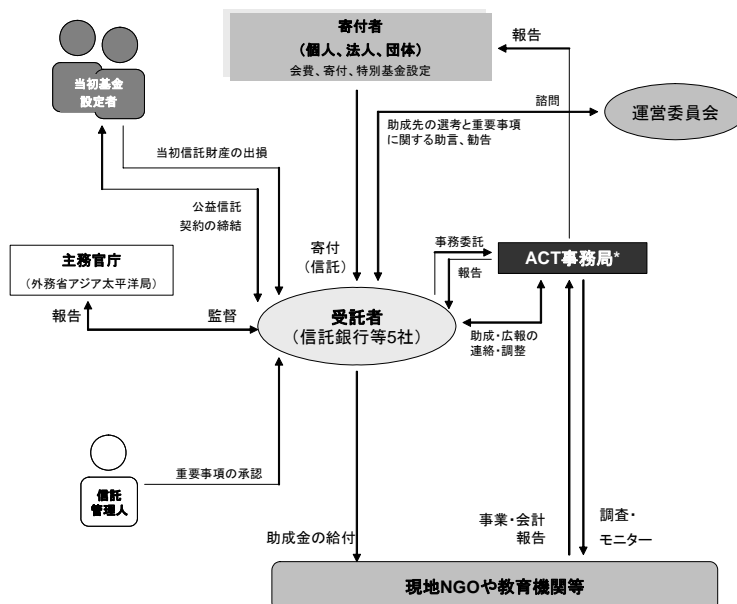
アジア・コミュニティ・トラストは主務大臣の認定を受けた「認定特定公益信託」であり、税法上の優遇処置が受けられる（個人の場合は「所得控除」、法人の場合は「損金算入」）。

(2) 運営組織と運営体制

1) 受託者（信託銀行）について

受託者は、設定された基金の管理を行うほか、新設特別基金設定等のための相談業務を行い、そして代表受託者は、アジア・コミュニティ・トラスト全体の管理・運営、主務官庁への報告等を行う。現在、中央三井信託銀行を代表受託者として、三菱UFJ信託銀行、住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行の5行が共同受託者となっている（図表 3-32）。

図表 3-32 運営組織と運営体制



(資料) ヒアリング資料から三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

2) 運営委員会について

受託者は、受託事業を適正に実行するため、アジアの事情や開発問題等に専門知識や識見を有する有識者から構成される運営委員会を設置し、助言・勧告を仰いでいる。現在、運営委員長は、前アジア開発銀行総裁であった千野忠男氏が就任している。

3) 事務委託先について

助成先の調査、活動の広報活動は、事務委任契約に基づき、専門性を備える民間非営利団体（現在はアジア・コミュニティ・センター21）に委託されている。

委任された事務局の業務の内容は、助成対象となるアジアの民間非営利団体やプロジェクトに関する現地調査、申請書の募集と受け付け、運営委員会での助成先選考のための必要資料の作成、助成決定後のモニタリングと評価、助成先との連絡維持、国内での広報、募金（主として小口寄付金・賛助会員募集）である。

(3) 寄付と運営の原資について

1) 寄付の状況

アジア・コミュニティ・トラストは、寄付金（信託金）が1,000万円以上の大口で、特定の目的のために寄付（信託）を行う人々を対象とした「特別基金」と、寄せられた寄付を金額の多少に関らず受けることができる「一般基金」の2種を設定している。

特別基金は、発足後2007年3月までに20基金（このうち2基金は助成活動を終了し、信託契約は完了済み）が設定されており、特別基金の信託財産合計額は4億円を超えている。

賛助会費および一般寄付で成り立つ一般基金の2007年3月末信託財産額は、約6,230万円（見込み）である。賛助会費制度は、年間1口1万円で、2006年度は19名（33口）から合計33万円の賛助会費が寄せられている。賛助会費を含めた2006年度中の一般寄付額の合計は、298.2万円である。

(4) 助成事業について

アジア・コミュニティ・トラストは、アジア諸国の民間非営利団体の活動に対して助成を行っている。1980年度から2006年度までに行った助成の事業件数は411件で、フィリピン（144件）、インドネシア（84件）、タイ（74件）などとなっている（図表3-33）。

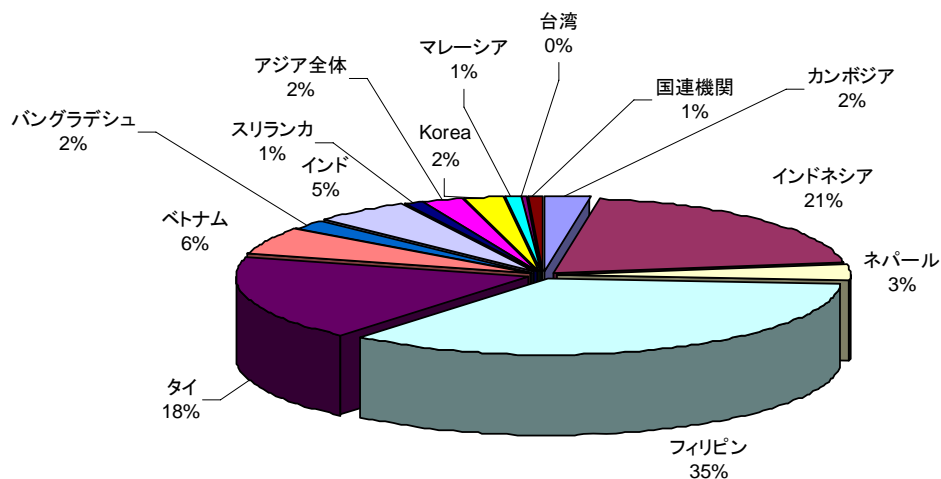
2006年度は、インドネシア（1件）、フィリピン（7件）、カンボジア（2件）の助成を行い、このほかに、2004年に発生したスマトラ沖地震の被災地であるインドネシア、スリランカ、インドで計3件の被災者支援事業に助成を行っている。当該年度の支援対象国は計5ヶ国である。

アジア・コミュニティ・トラストの助成事業初年度にあたる1980年には500万円未満であった助成額も、1991年度には助成件数31件、助成金額3,450万円に上った。だがその後、低金利時代に入ったことにより2000年度には助成件数9件、助成金額690万円にまで

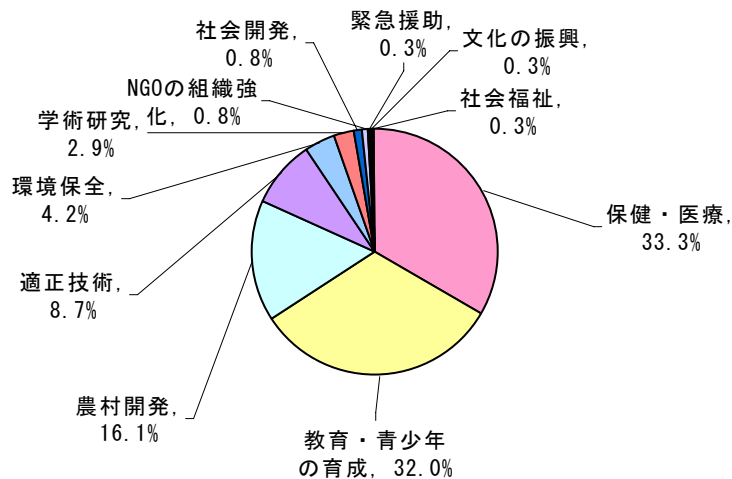
落ち込んだ。その後、基金の一部取り崩しと日本経済の緩やかな回復に伴い、財政状況が徐々に回復、2005年度には、過去最高の3,530万円、20件の助成を実施した。

1980年度から2004年度の支援事業を分野別に見ると、保健・医療分野が33.3%、教育・青少年の育成が32%、農村開発が16.1%の順である。

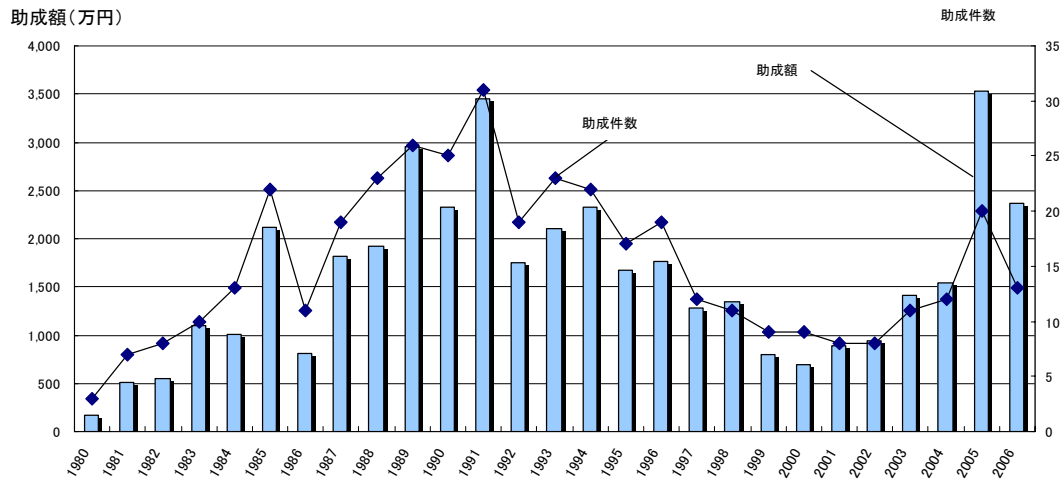
図表 3-33 助成対象国（1980年度～2006年度）



図表 3-34 助成分野（1980年度～2004年度）



図表 3-35 年間助成金額と件数の推移



アジア・コミュニティ・トラストは、一般的な公益信託と異なり一般からの寄付を受けることを前提とした制度である。また、一般的な公益信託であれば受託者と運営委員会で運営させるところ、アジア・コミュニティ・トラストについては専門性を有する民間非営利団体に事務委託を行うことにより、海外への助成という、高度な事業が遂行されている事例である。